

第16回「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」

ご説明内容

1. 日 時 平成16年9月1日(水) 18:30～21:50
2. 場 所 柏崎原子力広報センター 研修室
3. 議 題
 - 1) 前回定例会以降の動き
新潟県からの説明
柏崎市からの説明
当社からの説明
前回(8/4)以降の動き…………… 3ページ
 - 2) サイクルコスト試算について
資源エネルギー庁より説明
 - 3) 原子力防災についての講演
NPO 原子力地域防災支援センター
 - 4) 柏崎刈羽原子力発電所における配管減肉管理状況について
当社より説明
質疑応答
 - 5) 4号機再循環系配管の追加点検結果について
当社より説明
4号機の再循環系配管追加点検結果についての
プレス発表文…………… 5ページ
原子炉冷却材再循環系配管点検状況
…………… 6ページ
質疑応答

- 6) 作業員の放射性物質内部取り込みについて
当社より説明
質疑応答

- 7) 下請け企業の選定および管理について
当社より説明
下請け企業の選定・管理 …………… 7 ページ
質疑応答

- 8) 4号機の配管の追加点検について
当社より説明

- 9) その他

以上

第16回「地域の会」定例会資料

前回(8/4)以降の動き

【プレス関係】

- ・ 8月 5日 1号機の出力降下の原因と対策について
〔 水素・酸素注入設備に不具合が発生しバックアップ酸素ポンベから酸素が復水器の排気配管へ多量に注入されたことにより、復水器の真空度低下に至ったものと推定。 〕
- ・ 8月 6日 4号機の定期検査開始について〔 8月7日から 〕
- ・ 8月10日 定期検査中の6号機タービン建屋地下中2階高圧制御油圧ユニット室内での油漏れについて
〔 8月9日、タービン系の設備を制御する油の浄化作業の際に、閉じるべき弁が閉じきっていなかったためにタンク容量以上の油が流入し、溢れたもの。 〕
- ・ 8月11日 7号機における制御棒操作監視系の不具合について
〔 8月10日に制御基盤の一部故障により、205本ある制御棒のうち1本の操作系が動作できなくなったが、翌日、当該基盤交換により正常復帰。 〕
- ・ 8月13日 柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正ならびに提出
- ・ 8月13日 定期検査中の6号機における原子炉自動スクラム警報の発生
〔 8月12日、安全保護系設定値確認検査の準備段階において検査関係者間の連絡不十分により、原子炉スクラムに至らないような処置を講じる前に、模擬信号を入力したためと判明。実際のスクラム動作なし。 〕
- ・ 8月18日 関西電力株式会社美浜発電所3号機配管破損事故に係る当社原子力発電所の配管点検状況の確認結果について経済産業大臣に提出
- ・ 8月25日 定期検査中の6号機における一時的な「運転上の制限」からの逸脱について
〔 8月24日、主蒸気隔離弁機能に関わる検査の準備の一環として原子炉スクラム機能を一時的に解除する措置を行っていたところ、この機能が解除されていた約2時間、3本の制御棒が動作可能な状態であったことが判明。 〕
- ・ 8月25日 「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果」の訂正を国に再提出
- ・ 8月26日 定期検査中の4号機原子炉建屋でのけが人の発生
- ・ 8月27日 当社原子力発電所の累計発電電力量2兆キロワット時の達成
- ・ 8月30日 定期検査中の6号機における作業員の極微量な放射性物質の内部取り込みについて
- ・ 8月30日 7号機の制御棒操作監視系の不具合発生〔 8月11日の事象と同じ 〕

- ・ 8月30日 当所における配管減肉管理状況の新潟県への報告について
- ・ 8月31日 当所における配管減肉管理状況の柏崎市長・刈羽村長への報告について
- ・ 8月31日 定期検査中の4号機の軽油タンクの防油堤への軽油流出について
 (8月30日、屋外軽油タンクの点検のため、軽油タンク内の油を抜き取る作業中、受け先のタンクロ-リ-のタンクが満杯となったため、油抜き取り用ホ-スを取り外した際、当該ホ-スから軽油が防油堤内に流出。防油堤内に流れ出た軽油の量は約314リットル。)
- ・ 9月 1日 定期検査中の6号機圧力抑制室内の点検の実施について
 (8月26日から30日の点検作業において、正方形の管のキャップ(金属製、約6.5cm×約6.5cm)コイン状の銘板(金属製、径約1.2cm)及びゴミを確認し、回収しました。)
- ・ 9月 1日 定期検査中の4号機の原子炉再循環系配管の追加点検結果について
 (8月10日より超音波探傷検査を実施しておりましたが、9月1日、この点検が終了いたしました。その結果、3個の継手にひびが確認されました。ひびの確認された継手については、今後、配管の取替作業を実施してまいります。)

【その他】

- ・ 8月10日 西川柏崎市長より「原子力発電所の安全確認について」の要請文を受領
- ・ 8月11日 自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)より状況確認
- ・ 8月25日 自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)より状況確認
- ・ 8月27日 自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)より状況確認
- ・ 9月 1日 自治体(新潟県・柏崎市・刈羽村)より状況確認

以 上

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所 4号機の
原子炉再循環系配管の追加点検結果について

平成 16年 9月 1日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当社は、原子炉再循環系配管の点検について、工学的に合理的な点検基準(5年ルール)に従って点検しておりますが、地元の皆さまの信頼と安心を確立するとの観点から総合的に検討した結果、「過去5年間のうちに点検を実施した箇所」についても追加で点検を行うことといたしました。(平成15年9月9日お知らせ済み)

これを受けて、当所において原子炉再循環系配管を有する1～3, 5号機については、定期検査中に順次点検を実施し、ひびが確認された2, 3号機については、配管取替を実施いたしました。

また、運転中の4号機については、今回の定期検査で点検を行うこととしておりました。

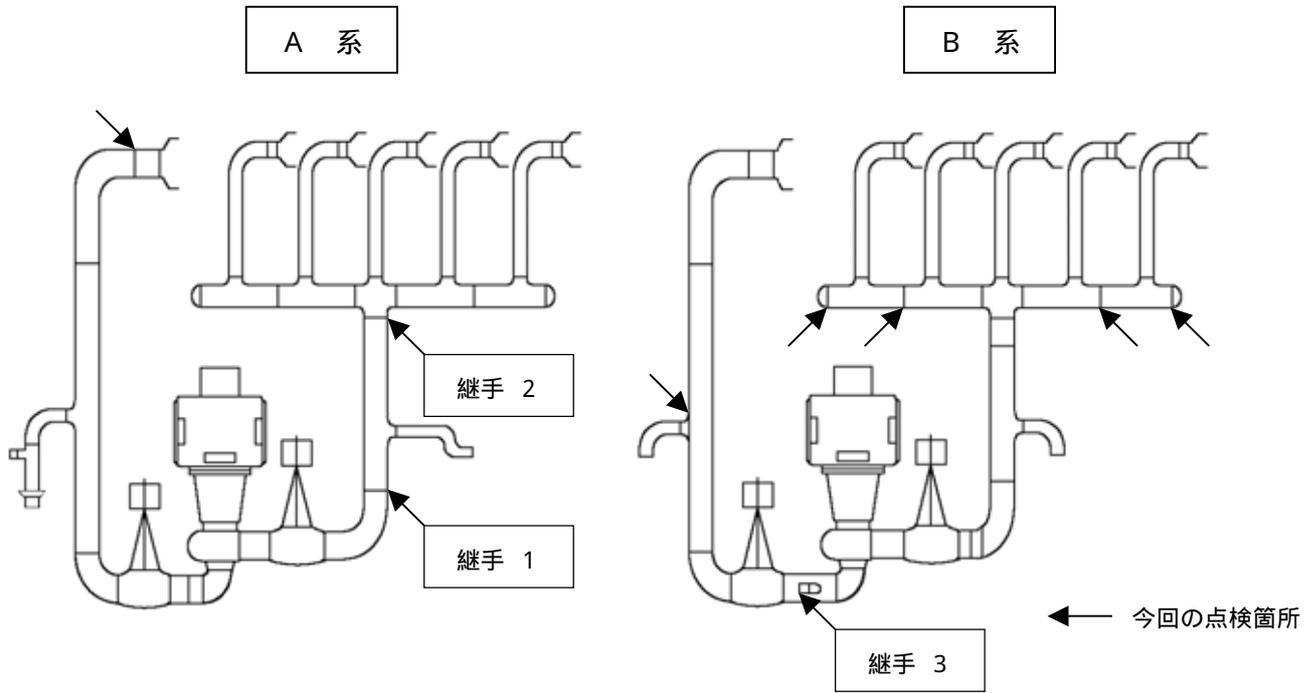
4号機は、平成16年8月7日から第8回定期検査を開始し、原子炉再循環系配管の9個の継手について、8月10日より超音波探傷検査を実施していましたが、本日、この点検が終了いたしました。その結果、3個の継手にひびが確認されましたのでお知らせいたします。

ひびの確認された継手については、今後、配管の取替作業を実施してまいります。

なお、原子炉圧力容器と再循環系配管との6個の継手については、今後、原子炉再循環系配管と同様に追加点検を行う予定であります。

以 上

柏崎刈羽原子力発電所 4号機 原子炉冷却材再循環系配管点検状況



継手 1

単位 (mm)

| 番号 | 今回記録 | | 配管 肉厚 | 配管外径 | 確認日 | 備考 |
|----|------|-------|--------|-------|-------|----|
| | 指示長さ | 深さ | | | | |
| | 約 92 | 約 3.7 | 約 38.0 | 609.6 | 9 / 1 | 上流 |
| | 約 45 | 約 4.0 | 約 38.0 | 609.6 | 9 / 1 | 下流 |

継手 2

単位 (mm)

| 番号 | 今回記録 | | 配管 肉厚 | 配管外径 | 確認日 | 備考 |
|----|-------|-------|--------|-------|-------|----|
| | 指示長さ | 深さ | | | | |
| | 約 118 | 約 3.5 | 約 37.5 | 609.6 | 9 / 1 | 上流 |
| | 約 48 | 約 3.6 | 約 37.5 | 609.6 | 9 / 1 | 上流 |

継手 3

単位 (mm)

| 番号 | 今回記録 | | 配管 肉厚 | 配管外径 | 確認日 | 備考 |
|----|------|-------|--------|-------|-------|----|
| | 指示長さ | 深さ | | | | |
| | 約 68 | 約 3.7 | 約 41.0 | 609.6 | 9 / 1 | 上流 |

下請け企業の選定，管理

経営状況，技術力，実績など、当社の要求基準・仕様を満たした企業を予め登録し、その中から契約先(元請け)を選定している。

但し、下請け企業の指定・指名は、独占禁止法により禁じられている。(注)

「工事共通仕様書」にて、受注者に対して求めるのと同様に、下請け企業に対しても品質保証活動を求めている。

元請けから提出される体制表や作業員名簿により、下請け会社や作業員個々の有資格などの適格性を確認。

当社が直接監査・調査等を実施できることとする。

(注)第十九条 【不公正な取引方法の禁止】

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二条 【定義】

不公正な取引方法とは・・・公正な競争を阻害するおそれのあるもの
四．相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること
五．自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること

